

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第797号

2016年（平成28年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2016年（平成28年）3月28日付けで諮問（第797号）された道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では，高齢者や障がい者等の駅への移動を円滑なものとするために，藤沢市所有地及び私有地内に藤沢市所有の施設を設けるにあたり，当該土地の使用及び表面管理に関する協定を結んでいる土地（以下，「市管理用地」という。）にエレベーターやエスカレーターを

設置している。これらのエレベーターやエスカレーター，さらには市管理用地内の通路（以下，「市管理施設」という。）における犯罪の未然防止と不審者への抑止効果を目的として，エレベーター内やエスカレーター乗降口等の市管理施設に防犯カメラを設置している。なお，防犯カメラの撮影対象は，いずれも防犯カメラを設置している市管理施設利用者に限定するものである。

また，藤沢駅南北自由通路北口エレベーター及び辻堂駅北口，南口及び西口のエレベーター及びエスカレーターに設置された防犯カメラについては，藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ平成21年4月及び平成27年12月に諮問し，答申第386号及び答申第772号において承認されている。しかしながら，すでに承認された市管理施設以外の市管理施設においても防犯カメラが設置されているため，承認されていない市管理施設について諮問するものである。なお，市管理施設に設置された防犯カメラの設置箇所及び設置時期については，以下に記載のとおりである。

ア 藤沢駅

(ア) 北口エレベーター（1機）

「藤沢駅北口市街地再開発事業」に伴うペDESTリアンデッキの整備に併せて昭和53年にサンパール藤沢ビル前に北口エレベーターを設置した。

設置箇所 機内（1台）

設置時期 平成24年2月

(イ) 南口エレベーター（1機）

利用者が集中し，高齢者や障がい者等からの要望が多く寄せられた藤沢駅南口に平成5年にエレベーターを設置した。

設置箇所 乗降口（1階部1台，2階部1台）及び機内（1台）

設置時期 平成26年9月

(ウ) 北口エスカレーター（昇降各1機）

「藤沢駅北口地区再整備事業」に伴い，藤沢駅北口サンパール藤沢ビルに隣接してエスカレーターの整備が進められており，平成28年8月に供用開始となる予定である。

設置箇所 乗降口（1階部1台，2階部1台）

設置時期 平成28年8月予定

イ 六会日大前駅

六会日大前駅の駅舎改良に併せて平成7年に実施された東西自由通路の整備に伴い，西口にエレベーター及びエスカレーター，東口にエレベーターを設置した。

(ア) 西口エレベーター（1機）

設置箇所 乗降口（1階1台，2階部1台）及び機内（1台）

設置時期 平成7年

(イ) 東口エレベーター（1機）

設置箇所 乗降口（1階部1台，2階部1台）及び機内（1台）

設置時期 平成7年

(ウ) 西口エスカレーター（昇降各2機）

設置箇所 乗降口（1階及び中2階中間部1台，中2階1台，
中2階及び2階中間部1台，2階部1台）

設置時期 平成7年

ウ 湘南台駅

相鉄いずみの線及び横浜市営地下鉄線の乗入による駅舎の地下化に伴い，平成11年から平成12年にかけて東西地下自由通路や公衆用トイレ，西口及び東口にエレベーター及びエスカレーターの整備を行った。

(ア) 西口エレベーター（1機）

当該エレベーターの防犯カメラは，現在，撮影，監視及び録画を行わないものが設置されているが，平成28年5月以降に改修予定となっており，その後は撮影，監視及び録画機能を保有するものを設置する予定である。

設置箇所 機内（1台：撮影，監視及び録画機能なし）

設置時期 平成12年

改修時期 平成28年5月予定（撮影，監視及び録画機能あり）

(イ) 東口エレベーター（1機）

当該エレベーターの防犯カメラは，現在，撮影，監視及び録画を行わないものを設置しているが，平成28年5月以降に改修予定となっており，その後は撮影，監視及び録画機能を保有するものを設置する予定である。

設置箇所 機内（1台：撮影，監視及び録画機能なし）

設置時期 平成11年

改修時期 平成28年5月予定（撮影，監視及び録画機能あり）

(ウ) 西口エスカレーター（昇降各1機）

当該エスカレーターの防犯カメラは，老朽化が著しいことから，平成28年5月以降に改修予定である。

設置箇所 地下乗降口（地下1階部1台）

設置時期 平成12年

改修時期 平成28年5月予定（地下1階部1台）

(エ) 東口エスカレーター（昇降各2機）

当該エスカレーターの防犯カメラは，老朽化が著しいことから，平成28年5月以降に改修予定である。

設置箇所 地下乗降口（地下1階部1台，地上及び地下1階中間部1台）

設置時期 平成11年

改修時期 平成28年5月予定（地下1階部1台，地上及び地下1階中間部1台）

(オ) 東西地下自由通路（7か所）

設置箇所 西口地下1階階段下（3箇所），西口通路部（1箇所）

所), 及び東口地下1階階段下(3箇所)

設置時期 平成11年

改修後 撮影, 監視及び録画機能のないものに改修

(カ) 地下公衆用トイレ前通路(1か所)

設置箇所 東口通路部(1台)

設置時期 平成12年

改修後 撮影, 監視機能のみのものに改修(録画機能なし)

(キ) 地下公衆電話前通路(1か所)

設置箇所 東口通路部(1台)

設置時期 平成12年

改修後 撮影, 監視及び録画機能のないものに改修

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラの画像データ収集の目的は, 各管理施設内での犯罪に対する未然防止や不審者等への抑止効果, 事故等が発生した際の原因特定のために行うものであり, 本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから, 本人以外のものから個人情報を収集するものである。

なお, 防犯カメラ撮影区域には, 「防犯カメラを設置し, 撮影したカメラ画像を目的外に提供する」旨の表示をし, 周知を図る。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

防犯カメラの撮影画像は, 録画機器に内蔵されたハードディスクに保存する。これは, 蓄積容量も多く, 長期的な使用においても画像が劣化せず, 必要な部分の画像の取出しも容易であることから, コンピュータ処理による方式を採用する必要性があるものである。

なお, 湘南台駅の電磁的記録媒体は録画機器内のVHSテープであり, 撮影画像を当該テープに記録し, 保存している。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

(ア) 藤沢駅

(a) 北口エレベーターの利用者の画像

(b) 南口エレベーターの利用者の画像

(c) 北口エスカレーターの利用者の画像

(イ) 六会日大前駅

(a) 西口エレベーターの利用者の画像

(b) 東口エレベーターの利用者の画像

(c) 西口エスカレーターの利用者の画像

(ウ) 湘南台駅

(a) 西口エレベーターの利用者の画像

(b) 東口エレベーターの利用者の画像

- (c) 西口エスカレーターの利用者の画像
- (d) 東口エスカレーターの利用者の画像
- (e) 東西地下自由通路の利用者の画像
- (f) 地下公衆用トイレ前通路の利用者の画像
- (g) 地下公衆電話前通路の利用者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

市管理施設を撮影する防犯カメラの録画機器は、いずれも施錠された室内、若しくは受託者が常駐し、施錠可能な室内に配置することで持ち出しを防止している。また、操作を行う際には、日常的な管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「駅前公共施設における防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理している。

録画機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きを行っている。また、録画機器内のハードディスクに記録された録画データを外部メディアへ書き出しするにあたっては、パスワードを設定することで、市職員以外の操作を制限するものである。ただし、湘南台駅については、録画機器内のVHSテープ（1日当たり1本使用）に画像を記録し、7日後に新たな撮影データを上書きして繰り返し使用している。また、いずれの防犯カメラ及び録画機器もインターネットには接続されないものである。

なお、防犯カメラの画像は、市管理施設での事故等発生時の本課による事実確認の際の検索・出力以外に録画された画像を使用しない。

(ア) 藤沢駅

(a) 北口エレベーター

撮影データは、同軸ケーブルによって24時間体制で受託者が常駐している防災センター内に配置している録画機器に送信され、録画機器内のハードディスクに記録されるとともに、受託者によるモニター監視が行われている。

(b) 南口エレベーター

撮影データは、同軸ケーブルによって南口1階のエレベーター乗降口横にある施錠された機械室内に配置されている録画機器に送信され、録画機器内のハードディスクに記録される。更に、機械室内から、ブロードバンド回線によって防災センターへ画像を送信し、受託者によるモニター監視が行われている。

(c) 北口エスカレーター

録画機器は、当該エスカレーター下に整備される鍵付の倉庫内の施錠できる固定式サーバーボックス内に配置される予定である。撮影データは、同軸ケーブルで録画機器へ送信され、録画機器内のハードディスクに記録される。更に、サ

ーサーバーボックスを経由してブロードバンド回線により防災センターへ画像を送信し、受託者によるモニター監視が行われる予定である。

(イ) 六会日大前駅

録画機器は、西口エスカレーター下にある鍵のかけられた倉庫内の施錠された固定式サーバーボックス内に配置されている。撮影データは、同軸ケーブルで録画機器へ送信され、録画機器内のハードディスクに記録される。更に、サーバーボックスを経由してブロードバンド回線により中央監理室へ画像を送信し、受託者によるモニター監視が行われている。

(ウ) 湘南台駅

撮影データは同軸ケーブルによって24時間体制で受託者が常駐している中央監理室内に配置している録画機器に送信され、録画機器内のVHSテープに記録されるとともに、受託者によるモニター監視が行われている。

なお、改修後は、同軸ケーブルによって、24時間体制で受託者が常駐している中央監理室内に配置する録画機器に録画データを送信し、録画機器内のハードディスクに記録するとともに、受託者によるモニター監視が行われる予定である。

(4) 個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

当該画像データで確認される個人を、照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先も特定できない。このため、本件に係る本人通知は省略するものである。

なお、防犯カメラ撮影区域には撮影したカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし、周知を図る。

(5) 実施時期

新規設置に係るものの実施時期については、以下のとおりとする。

2016年 4月14日

(6) 提出書類

- ア 設置機種仕様及び設置図例
- イ 設置場所図
- ウ 駅前公共施設における防犯カメラ運用基準
- エ 録画機器種類及び設置場所・監視場所一覧
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像データ収集の目的は、各管理施設内での犯罪に対する未然防止や不審者等への抑止効果、事故等が発生

した際の原因特定のために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について以下のとおり述べている。

当該画像データで確認される個人を、照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定することもできない。このため、本件に係る本人通知は省略するものである。なお、防犯カメラ撮影区域には撮影したカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし、周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの撮影画像は、蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取出しも容易であることから、録画機器に内蔵されたハードディスクに保存するため、コンピュータ処理による方式を採用する必要性があるものである、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

(ア) 市管理施設を撮影する防犯カメラの録画機器は、いずれも施錠された室内、若しくは受託者が常駐し、施錠可能な室内に配置することで持ち出しを防止している。

(イ) また、操作を行う際には、日常的な管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「駅前公共施設における防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理している。

(ウ) 録画機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きを行っている。また、録画機器内のハードディスクに記録された録画データを外部メディアへ書き出しするにあたっては、パスワードを設定することで、市職員以外の操作を制限するものである。ただし、湘南台駅については、録画機器内のVHSテープ（1日当たり1本使用）に画像を

記録し、7日後に新たな撮影データを上書きして繰り返し使用している。

(エ) いずれの防犯カメラ及び録画機器もインターネットには接続しない。

(オ) 防犯カメラの画像は、市管理施設での事故等発生時の本課による事実確認の際の検索・出力以外に録画された画像を使用しない。以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし、藤沢駅北口エスカレーターに設置予定の防犯カメラの必要性の検討及び個人情報を目的外に外部提供する場合のガイドラインの整備を条件とする。

以 上